

令和 5 年 第 3 回 調布市議会定例会について（報告）

- 1 会期（9月4日～9月25日までの22日間）
- 2 市長提出議案・市長報告 計19件（教育部関連2件）
決算は認定，その他は可決

案件名	概要
議案第49号 令和4年度調布市一般会計歳入歳出決算の認定について	<p>○教育部所管歳出決算額 67億6,219万円余 （前年度比5億8,025万円余（約9.4%）の増） （執行率90.1%）</p> <p>○主な事業等の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育プランの策定 715万円余 ・小・中学校施設の整備 16億5,380万円余 ・児童・生徒の安全確保の推進 1,307万円余 ・食物アレルギー対策の推進 512万円余 ・児童・生徒の貧困への対応 1億4,835万円余 ・学校給食調理業務等における民間活力の活用 5億1,315万円余 ・命の教育活動の推進 327万円余 ・特別支援教育の推進 4,872万円余 ・地域人材を活用した教育活動の推進 5,524万円余 ・学校における働き方改革の推進 1億2,463万円余 ・体力向上への支援 498万円余 ・学校における「学び」に困難を抱える子どもたちへの支援 2,626万円余 ・ICT教育の推進 6億2,357万円余 ・不登校児童・生徒への支援 1,950万円余 ・個に応じたきめ細かな教育相談の充実 7,430万円余 ・令和5年二十歳のつどいの開催 284万円余 ・地域に根差した公民館活動の推進 455万円余 ・市民の芸術・文化活動の促進 299万円余 ・市民の読書・調査活動への支援 3億5,916万円余 ・利用支援サービス事業 1,158万円余 ・国史跡下布田遺跡の整備・活用 4,205万円余

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郷土の歴史・文化を核とした展示・普及事業の推進 208 万円余 ・ 武者小路実篤を核とした特色ある事業の展開 1,700 万円余
議案第 55 号 令和 5 年度調布市一般 会計補正予算（第 3 号）	〈歳出〉 ◎教育費総額（5,075 万円余） 【主な内訳】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校移動教室バス借上料の増額（1,413 万円余） ・ 小学校への指定寄附に伴う備品購入費の増額 （100 万円） ・ 遺跡保全費の増額（151 万円余） ・ 近藤勇生家跡用地買収費（3,410 万円余）

3 陳情 6 件（うち、教育部関連 0 件）

4 一般質問 19 人（うち、教育部関連 5 人）

○松野 英夫 議員（公明党）

質問 要旨	1 法教育の推進について (1) 10代によるインターネットによる被害に対し、市としてどのような対応を していくのか (2) モラル教育と合わせて法教育の推進を
答弁 概要	(1-(1) 教育部長答弁) 10代によるインターネットによる被害に対する、市の対応についてお答えし ます。 市教育委員会では、教育支援コーディネーターやスクールソーシャルワーカー、 教育相談所などが、インターネット上のトラブルに限らず、広く教育に関する 相談を受け付けております。相談内容によっては、関係機関と連携を図り、児 童・生徒及び保護者の不安に寄り添いながら、適切な対応に努めているところで す。 その他の市の取組としては、教育関係者も委員として参加している、「調布市 青少年問題協議会」において、青少年を取り巻く社会環境の変化を踏まえて、青 少年の健全育成に関して様々な議論を行っています。その中で、SNS等を通じ て青少年がトラブルに巻き込まれることがないように、ペアレンタルコントロール やフィルタリングといった、子どもが使用するインターネット等の活動を制限す る機能の活用促進を、調布市青少年健全育成方針に掲げており、ホームページ等 で周知を図っています。 また、様々な困難を抱える子ども・若者とその家族を支援するため、悩みや不

安を感じたりした際に電話やメールで気軽に相談できる窓口として「調布市子ども・若者支援地域ネットワーク」を設置しています。

ネットワークを構成する各団体では、インターネット上の誹謗中傷やプライバシーの侵害等のトラブルについての相談があった場合に、より専門的な対応につながるよう、国や東京都が設置する相談・通報窓口についてネットワークの構成団体間で情報共有がなされ、相談対応の強化が図られています。

さらに、オンラインゲームによる課金トラブル等を始めとするSNS、動画共有サイト、オンラインゲーム等の利用を起因とする相談に対しては、「調布市消費生活センター」においても相談・啓発に取り組んでいるほか、市民相談課において弁護士等による専門相談を実施し、課題解決に向けた支援を行っています。

今後も、インターネット上のトラブル等の相談が寄せられた場合には、適切な相談窓口につなげ、当事者に寄り添った丁寧な対応に努めて参ります。

(1-(2) 教育長答弁)

モラル教育と合わせた法教育の推進についてお答えいたします。

情報モラル教育について、国は、令和5年6月に新たな「教育振興基本計画」を閣議決定し、学校において情報モラルを含む情報活用能力の育成を図ることや、適切な生活習慣の定着に向けた家庭での取組の推進など、地域社会や家庭等と連携し、子どもに対する啓発活動を行うことを示しました。

また、法教育については、平成28年6月の「選挙権年齢の引下げ」や、令和4年4月の成年年齢、及び「裁判員対象年齢の引下げ」等に伴い、児童・生徒が、法や司法制度を理解し法的なものの考え方を身に付けるために、法務省を含めた関係機関において、様々な取組が推進されております。

現在、市教育委員会では、情報モラル教育や法教育の必要性を認識するとともに、子どもへの指導だけでなく、学校と地域社会・家庭とが相互に連携するという、国の考え方を踏まえた取組を進めているところです。

(1-(2) 教育部長答弁)

モラル教育と合わせた法教育に関する具体的な取組についてお答えいたします。

市では、全ての小・中学校において、情報モラル教育の充実に向けた取組として、安全なインターネットの利活用等に関する、セーフティ教室を開催するとともに、情報モラル教育の基本となる豊かな心の育成に向けた取組として、道徳授業地区公開講座を実施しております。

セーフティ教室では、保護者や地域の方々にもご参加いただき、学校・家庭・地域社会の連携によるインターネットトラブルを含めた非行・犯罪被害防止教育の推進を行っています。

	<p>また、道徳授業地区公開講座では、いじめ等への対応や、人権教育に関する取組を実施し、学校、家庭及び地域社会が一体となって子どもたちの豊かな心を育てております。</p> <p>他方、中学校の家庭科においては、法的なものの考え方を身に付けるため、法教育とも関連させ、売買契約の仕組み、消費者被害等についての学習を行っております。</p> <p>市教育委員会では、これらの取組の実施に際しては、消費生活に関する市の出前講座をはじめ、東京都や民間企業が実施する取組を活用するなど、一層の充実を図るよう学校に促しております。</p> <p>引き続き、校長会などを通じて、学校へ情報提供を行うとともに、関係機関との連携に努めながら、学校における情報モラル教育や法教育の充実に努めて参ります。</p>
--	---

○山根 洋平 議員（チャレンジ調布）

<p>質問 要旨</p>	<p>2 学校における子どもの安全確保及び安全教育について</p> <p>(1) 熱中症・暑熱対策について</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 学校における熱中症対策ガイドラインについて</p> <p style="padding-left: 20px;">イ プールでの熱中症対策</p> <p>(2) 学校施設・設備の維持管理について</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 老朽化した設備を適切に更新できる計画の策定と実施</p> <p style="padding-left: 20px;">イ プールを設置する必要性の検討</p> <p>(3) 子どもへの安全教育について</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 法教育及び消費者教育について</p> <p style="padding-left: 20px;">イ インターネットリテラシー教育について</p> <p>(4) 学校給食について</p> <p style="padding-left: 20px;">ア アレルギー対応ホットラインの運用について</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 中学校での除去対応と献立の内容について</p>
<p>答弁 概要</p>	<p>(2-(1) 教育部長答弁)</p> <p>熱中症及び暑熱対策についてお答えいたします。</p> <p>学校における熱中症ガイドラインについては、国や東京都からの通知及びガイドラインを準用した対策を学校へ周知しております。具体的には、活動前や活動中に、気温や湿度、日射などの要素をもとに算出する、いわゆる暑さ指数を計測すること、その値が31以上の場合は原則屋外での活動は中止又は延期すること、水分補給や休息の頻度を高め、活動時間を短縮する等の安全対策を実施することとしております。</p>

また、暑さ指数が3.1未満の場合であっても、天候・気温、活動内容・場所、児童・生徒の体調等の状況により適切に対応するよう指導しています。

次に、プールにおける暑さ対策についてです。

近年の猛暑を受け、安全なプール使用については、学校教育活動における課題の一つと認識しています。水泳指導としては、国や東京都のガイドラインに準じた指導を行っており、実際の指導では、児童・生徒にプールサイドに水筒を持参させ、適時水分補給を行う対策などを実施しているところです。

一方で、プールサイドにおける設備面の対策としては、プールの改修工事の際に、ジャバラ状に折りたたんだテント生地を開閉することで日陰を作る、オーニングの設置や、地域とも連携し、簡易的な日除けの設置など試験的な取組を実施しているところですが、安全性や操作性を考慮する必要があるため、費用対効果も含めて、調査・研究する必要があります。

今後も引き続き、ソフト・ハード両面での対応を継続しながら、プールの暑さ対策に取り組んで参ります。

(2-(2) 教育部長答弁)

学校施設・設備の維持管理について、お答えします。

学校施設の維持保全については、公共施設マネジメント計画における、施設整備方針を踏まえ、必要な予防保全を基本とし、部位ごとの計画更新年数に基づき、劣化状況等を勘案した、具体的な取組を計画に位置付け、適切な施設の維持管理につなげて参ります。

次に、プールを設置する必要性についてです。

市教育委員会は、水泳指導の充実に向けて、季節・気象条件に左右されない、屋内プールの活用についての検討が、必要であると考えています。このため、今後の学校施設プールの整備については、市内の屋内プールの活用と併せて、公共の屋内プールの最適な在り方について、検討を進めて参ります。

(2-(3)-ア 教育長答弁)

法教育及び消費者教育についてお答えいたします。

学校では、日常生活で起こる、事件・事故や、様々な災害発生時における危険などに関し、その危機への対処方法や安全に関する知識を身につけるための安全教育を実施しています。

また、市教育委員会は、悪質商法による被害や、多重債務などの消費生活に関する社会問題等の発生に伴い、子どもたちを取り巻く環境の変化に対応するため、法的なものの考え方を身につける、法教育や、安全安心で豊かな消費生活を営むために重要な役割を担う、消費者教育の必要性が重要であると認識しているところです。

今後は、このような社会変化に適切に対応するため、市立小・中学校において、法教育や消費者教育の充実を含め、引き続き、子ども自身の安全を守るため、正しい情報の判断力をはじめ、他者や社会の安全に貢献できる、資質や能力を育てる安全教育を推進して参ります。

(2-(3)-イ 教育部長答弁)

インターネットリテラシー教育についてお答えします。

市教育委員会では、全ての小・中学校において、インターネットリテラシー教育、いわゆる、情報モラル教育等の充実に向けた取組として、セーフティ教室を開催するとともに、情報モラル教育の基本となる、豊かな心の育成に向けた取組として、道徳授業地区公開講座を実施しております。

セーフティ教室では、保護者や地域の方々にもご参加いただき、学校・家庭・地域社会の連携により、児童・生徒がインターネットの情報や、事象を正しく理解し、それを適切に判断、活用できる能力を育成するなど、非行・犯罪被害防止教育の推進を行っております。また、道徳授業地区公開講座では、いじめ等への対応や、人権教育に関する内容を取り上げ、学校、家庭及び地域社会が一体となって子どもたちの豊かな心を育てております。

他方、中学校の家庭科においては、法教育とも関連させ、売買契約の仕組み、消費者被害等についての学習を行っております。

市教育委員会では、これらの取組の実施に際しては、市の消費生活に関する、出前講座をはじめ、東京都や民間企業が実施する取組を活用するなど、一層の充実を図るよう学校に促しております。

引き続き、校長会などを通じて、学校へ情報提供を行うとともに、関係機関との連携に努めながら、学校における情報モラル教育や、法教育の充実に向けて参ります。

(2-(4) 教育部長答弁)

学校給食についてお答えします。

はじめに私立学校におけるアレルギー対応ホットラインの運用についてです。

現在、市内公立学校等で運用している慈恵医科大学附属第三病院とのアレルギー対応ホットラインは、緊急時に直接、医師に電話で相談できる仕組みであり、その重要性を認識し、導入初期から私立学校においても同様の運用としており、必要に応じて活用していただいているものと認識しています。また、市教育委員会で毎年実施しているエピペン投与シミュレーション研修に私立学校の教職員も参加しており、アレルギー発症時の対応方法やホットラインの重要性について周知しております。今後も引き続き、私立学校と情報共有を図って参ります。

次に中学校給食でのアレルギー除去対応と献立についてです。

	<p>市内公立中学校の給食は、近隣の小学校で調理したものを運搬する親子調理方式のため、調理時間等の制約や運搬方法の課題があることなどから、小学校と同様のアレルギー対応は難しい状況にあります。また、生徒の将来的な自己管理を促す観点からも、除去食の提供ではなく、代替食の持参をお願いしております。</p> <p>さらに、献立の内容は、原因食物を除去しやすい献立にするとともに、原因食物の使用頻度を減らす、新規発症を引き起こしやすい食材を使用しない等の配慮を行っています。</p> <p>児童生徒の成長過程において、アレルギーに対する理解度を段階的に深めることは重要であるため、小学校在籍時からきめ細かな指導を行うとともに、引き続き、児童生徒の健やかな成長に資するよう努めて参ります。</p>
--	---

○平野 充 議員（公明党）

質問 要旨	<p>1 社会福祉協議会の事業となる地域活動について</p> <p>(1) 子ども食堂の有効な展開について</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 教育を含む市行政の関わりについて</p> <p>2 学校施設整備について</p> <p>(1) 若葉小学校・第四中学校の新学校施設整備について</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 学校プール施設整備について</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 地域の活動にも役立つ校舎設計について</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 将来の若葉小学校敷地運動場の使用における課題について</p>
答弁 概要	<p>(1-(1) 教育部長答弁)</p> <p>教育の立場からの子ども食堂との関わりについてお答えいたします。</p> <p>学校では、教員をはじめ、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどが、様々な立場からそれぞれの職責に応じて子どもたちを支援しております。教育委員会としては、子ども食堂による支援が必要な児童・生徒に対して、食物アレルギー対応などにも十分に配慮した上で、必要に応じて情報提供できるよう努めて参ります。</p> <p>(2-(1) 教育長答弁)</p> <p>若葉小学校と第四中学校の施設整備についての、基本的な考え方についてお答えします。</p> <p>新校舎建築にあたっては、文部科学省が示している「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方」を踏まえつつ、脱炭素社会の実現も目指した、「地域とともにある新しい学校づくり」を進めて参りたいと考えております。</p> <p>また、学校づくりは、子どもたちの学びの場というだけでなく、地域コミュニティを形成する核となり、災害発生時における避難所として、更なる防災機能の強化</p>

が求められていると考えています。

こうした考えのもと、若葉小学校と第四中学校の一体的整備については、令和3年度に、学識経験者や、学校及び地域の方々を委員とする検討委員会において、様々な議論を重ねた中で、基本構想を策定いたしました。

なお、新校舎等の建築については、民間事業者の優れた経営能力、及び技術力のほか、民間資金を活用するPFI事業スキームが、最も有効であると考えており、この手法を用いた施設整備を進めて参ります。

(2-(1) 教育部長答弁)

学校施設整備についてお答えします。

市教育委員会は、プールの暑さ対策について、現在、オーニングの設置や、簡易的な日除けの設置など、試験的な取組を実施しているところですが、安全性や操作性を考慮し、費用対効果も含めて、今後さらに調査・研究する必要があります。他方、水泳指導の充実に向けて、季節・気象条件に左右されない、屋内プールの活用についての検討が、必要であると考えています。

民間が所有する屋内プールの活用も視野に入れた、水泳指導の実施に当たっては、学校からの移動時間に課題があり、結果として、プールへの入水時間が短くなるため、水泳指導の充実が必要となります。そのため、水泳を専門とするインストラクターを、外部指導補助員として配置した、少人数での指導が有効であると認識しています。このため、今年度、試行的に調和小学校屋内プールにて、外部指導補助員を配置した水泳指導を実施した結果、水に潜れない、泳げない児童はもとより、全ての児童に対して、非常に充実した指導ができることを確認するとともに、教員の負担軽減に繋がることも分かりました。

このことを踏まえ、今後の学校施設プールの整備については、市内の屋内プールの活用と、公共の屋内プールの最適な在り方を検討することとし、併せて、外部指導補助員を配置した水泳指導への、段階的な移行についても検討を進めて参ります。また、若葉小学校と第四中学校の整備において、当面の間は、既存の若葉小学校のプールを使用しながら、併せて、屋内プールの活用についても検討を進めるため、新校舎にはプールを整備しない方向で検討しています。

次に、地域の活動にも役立つ校舎設計についてです。

学校運営と地域開放の両立が図れるゾーニングや、わかりやすい動線を計画し、PTAや地区協議会等の活動はもとより、学校開放利用団体の方にも使いやすく、活動がさらに充実する環境となるような、設計を進めて参ります。また、将来的な児童生徒数の減少に伴い生じた余裕教室を、他の用途に転用できるよう、改修を想定した設計を考えています。

次に、若葉小学校敷地の使用における課題についてです。

若葉小学校敷地は、中学校校庭として整備し、フェーズフリーの視点から、大規

	<p>模災害が発生した際には、学校から切り離し、避難所エリアとなることを想定しています。砂埃対策や、学校生活で生じる音への対策については、学校周辺の住環境への影響や、児童・生徒の移動における安全面に配慮した設計をする必要があります。</p> <p>また、図書館若葉分館の既存施設については、当初の計画では、解体を予定していたことから、議員御提案の道路の付替えも検討しておりましたが、移転後も、当面の間は、既存施設を使用することとなったことから、現状の敷地形状のまま施設整備を進める予定です。</p>
--	---

○木下 安子 議員（生活者ネットワーク）

質問 要旨	<p>1 一人一人の子どもに合った学びの保障を</p> <p>(1) 「不登校」という概念を変えるために</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 不登校についての認識は</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 適応指導教室の名称変更を</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 出席扱いに関する課題について</p> <p>(2) 学びの場を拡充するために</p> <p style="padding-left: 20px;">ア ステップルームを全校に</p> <p style="padding-left: 20px;">イ オンライン教材利用希望者への補助を</p> <p>(3) 保護者支援の充実を</p> <p>(4) 教室を全ての子どもが安心して学べる場にするために</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 就学支援シート活用の徹底を</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 作業療法士の活用促進を</p>
答弁 概要	<p>(1-(1)-ア 教育長答弁)</p> <p>「不登校」の認識についてお答えいたします。</p> <p>不登校は、多様な要因や背景により、結果として学校に登校しない・登校できない状態になっているということであり、誰にでも起こりうるものです。したがって、不登校を問題行動として捉えてはおりません。不登校児童・生徒への支援にあたっては、「学校に登校する」ことのみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立できるようにすることを目指す必要があります。また、児童・生徒によっては、不登校の期間が休養や自分を見つめ直す等の肯定的な意味を持つことがあります。市教育委員会では、学習の遅れや進路選択上の不利益、社会とのつながりの希薄化等につながらないように、留意しながら支援を行う必要があると認識しております。</p> <p>(1-(1)-イ・ウ 教育部長答弁)</p> <p>「適応指導教室」の名称と出席扱いの現状についてお答えいたします。</p>

適応指導教室「太陽の子」は、「調布市適応指導教室設置条例」に基づき、設置をしている施設です。国や東京都では、適応指導教室の名称を「教育支援センター（適応指導教室）」と表記しており、近隣自治体でも一部で「教育支援センター」の名称を使用しております。今後、児童・生徒の社会的自立に向けた支援の充実を目指す中で、適応指導教室のあり方について、名称の変更及びその時期等も、引き続き検討を進めて参ります。

次に、出席扱いの現状についてです。不登校児童・生徒の努力を学校として評価し支援することは、重要であると捉えております。不登校児童・生徒が、学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合、あるいは自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の出欠の取扱いにつきましては、文部科学省の通知等に基づき各学校が対応しているところです。具体的には、保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること、訪問等による対面指導が適切に行われることなどの一定の要件に基づき、客観的な判断により校長が指導要録上出席扱いとしております。これまでも、学校間・教員間による対応の差が生じないよう各校には周知しております。今後も、文部科学省の通知等を徹底させるため、各学校に対して具体的な対応例を示すとともに、教員への研修を行って参ります。

（１-（２） 教育部長答弁）

「学びの場の拡充」についてお答えいたします。

児童・生徒一人一人のニーズに応じた学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えることは、重要であると捉えております。各学校においては、自分の教室ではなく校内の別室での学習や、スクールカウンセラーへの個別相談が可能となる体制の構築など、多様かつ柔軟な支援を行っている状況です。現状においても、余裕教室や保健室等の別室による支援を行っておりますが、今後も、引き続き全校において別室による支援が展開できるよう取り組んで参ります。

次に、オンライン教材についてですが、本市では、児童・生徒一人1台の端末を活用した学習を推進しており、理解や習熟のレベルに応じて個別に問題に取り組めるデジタル教材を導入しております。昨今、GIGAスクール構想の進展に伴い、「動画配信型」「問題集型」「ゲーム型」に加え、「対話型」の教材や、一人一人のつまづきから解くべき問題へと自動的に誘導する教材など、多様なオンライン教材が開発されています。それぞれの特徴はもとより、長期的・総合的な視点からも、さらに研究を進めて参ります。

（１-（３） 教育部長答弁）

「保護者支援の充実」についてお答えいたします。

市教育委員会では、「学校に行きづらい子どもの保護者の集い」を年４回開催し、保護者同士が不安や悩みを話し合えるようにグループトークの設定等、内容を工夫

しております。また、「太陽の子」や訪問型支援「みらい」においても保護者会を開催し、保護者同士の関わりの機会を設けております。不登校の相談先・支援事業のさらなる周知のために、今年度はリーフレットを作成しております。今後も、市内にある支援団体・機関との連携や、保護者の会の情報の収集に努め、当事者に提供すること等により、不登校児童・生徒の保護者が孤立することのないよう支援して参ります。

(1-(4) 教育部長答弁)

「全ての子どもが安心して学べる環境の確保等」についてお答えします。

就学支援シートは、家庭や幼稚園・保育園での支援方法などを小学校へ引き継ぎ、児童・生徒一人一人に合った教育を行うことを目的に、保護者からの依頼により作成しているものです。個別最適な学びを実現する上で、就学支援シートは有効であり、各学校においては、就学支援シートを個別指導計画を作成する際の基とするなど、適切に活用し、多角的な視野に立った指導・支援を行っております。今後も、引続き各学校で有効に活用されるよう、働きかけて参ります。

次に、市教育委員会は、作業療法士、心理士、精神科医等で構成される専門家チームを組織し、各学校からの要請に応じて派遣する巡回相談事業を行っております。作業療法士につきましては、昨年度、三校に延べ9回派遣しており、学校からは「専門的な立場から助言を得られて、大変有益であった」と肯定的な反応が寄せられています。今年度は、作業療法士を1名増員し、体制を一層強化しております。今後、学校への作業療法士の派遣がさらに学校に利用されるよう、周知を図って参ります。

○岸本 直子 議員（日本共産党）

質問 要旨	<p>1 学校給食無償化について、市長の見解を問う</p> <p>(1) 市議会の意見書採択、これまでの全国各地の自治体の動きを受け、学校給食無償化を決断すべきと考えるが市長の見解を問う</p>
答弁 概要	<p>(1-(1) 市長答弁)</p> <p>学校給食の無償化についてお答えします。</p> <p>学校給食の無償化について市教育委員会は、これまでの市議会において、小・中学校の給食費を無償化するためには、9億円を超える財源が必要になると試算し、学校教育施策における財政需要が山積する中、学校給食の無償化を実現することは難しいと答弁しており、私も同様の認識を持っております。</p> <p>都内の区部を中心に、給食費の無償化を実施する自治体が増えていることは承知しておりますが、本来、学校給食費の負担については、児童・生徒及び保護者が居住する自治体によって大きな格差が生じることがないように、国や東京都による広域的な対応が必要であると考えております。</p> <p>引き続き、市教育委員会とともに、東京都市長会や東京都市教育長会を通じて</p>

国及び東京都に対し，学校給食の無償化へ向けた財政支援を要望して参ります。